CHIYODA CITY
広報 千代田
No.1178
平成18年(2006年)2/20
(毎月5日・20日に発行)
代表電話 ☎3264-2111
発行／千代田区　編集／政策経営部広報広聴課　〒102-8688 千代田区九段南1-6-11　URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

箱根千代田荘の利用方法・料金が変わります
3・6面

所得制限なしで妊娠5か月から高校生まで

「次世代育成手当」を創設へ

区議会第1回定例会始まる

2月17日から開かれている区議会第1回定例会では、平成18年度当初予算案などの議案を審議しています。このうち、区独自の制度である次世代育成手当の創設と、平成18年度国民健康保険料の算定についてお知らせします。（国民健康保険料は2面に）

区では、子育て支援を区政の重点課題に位置づけ、平成17年度から5年間にわたり、区民税収入見込額の1%程度を子育て環境整備のための新規・拡充施策に使うことを定めた「子育て施策の財源の確保に関する条例」を制定し、積極的に取り組んでいます。

平成18年度から国制度を大幅に上回る区独自の「次世代育成手当」を創設し、区民の皆さんの子育てを支援します。

※該当する方には案内を送付しますが、時期等は広報などでお知らせします。

支給年齢を18歳まで拡大します

誕生準備手当

妊娠期間中に医療機関で受診する妊婦健診は医療保険適用外のため、多くの方が毎月健康診査料を支払っています。こうした経済的負担を軽減するため、妊娠5か月（第16週）から10か月（出産前日）までの6か月間、毎月5千円を支給します。

出産時に1万円を支給していた「新生児誕生祝い金」は廃止します。

中学生・高校生にも支給

現在、誕生から小学3年生までを対象にしている国の児童手当が、小学6年生まで拡大される予定です。

区では、区民の皆さんの子育てをより支援していくため、中学生・高校生（18歳になった年度の3月末まで）にも手当を支給します。

		国制度	区制度
現行制度	支給対象	誕生～小学3年生	誕生～小学6年生
	所得制限	あり	あり（国制度と同じ）
	手当額	第2子まで月額 5,000円 第3子以降月額 10,000円	国制度と同額
平成18年度から	支給対象	誕生～小学6年生	妊娠5か月～高校3年生
	所得制限	あり（現行の1.1倍に緩和）	なし
	手当額	現行制度と同額	・誕生準備手当は月額5,000円 ・誕生～就学前と中・高校生は 第2子まで月額 5,000円 第3子以降月額10,000円 ・小学生は 第2子まで月額 6,000円 第3子以降月額11,000円

所得制限は設けません

現在の児童手当には所得制限があり、一定所得以上の人には、手当が支給されません。国では、平成18年度から所得限度額を1・1倍程度に引き上げ、対象年齢の子がいる世帯の9割程度が支給対象となるようにします。

しかし、区の場合、全国と比べて所得階層の高い人の割合が多く、国の所得限度額を適用すると、半数程度の世帯しか支給対象にならないと考えられます。このため区では、妊娠中から高校生まで、所得制限をすべて設けないことにします。

小学生は手当をさらに増額します

誕生から高校生までの手当の額は、第1子・第2子はそれぞれ月5千円、第3子以降（高校生までの子が3人以上いる場合）は月1万円を支給します。

さらに、小学生にはそれぞれ1千円を増額します。

問合せ　子育て推進課手当・医療係　☎5211－4230

▶次世代育成手当額

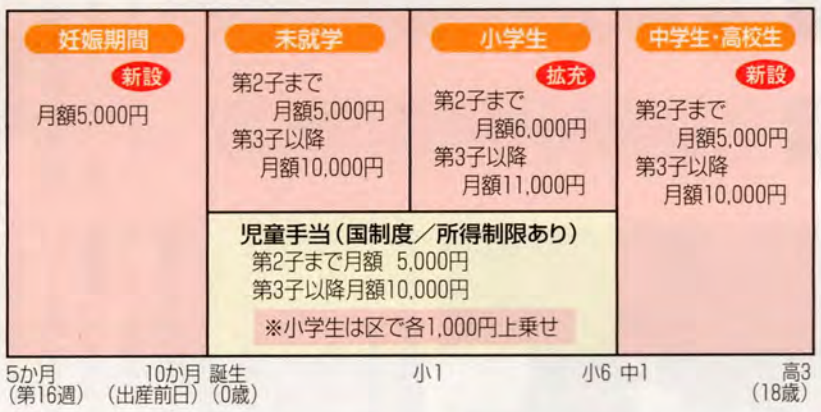

企業の子育て支援をバックアップ

子育て支援には、区のこのような取り組みに加え、仕事と家庭を両立させる企業・事業所の取り組みも必要です。このため、手当の申請を受けるときは、勤務先の次世代育成支援行動計画の策定・公表状況を確認します。

次世代育成支援行動計画の策定は、従業員が300人を超える企業は法律で義務づけられていますが、区では、300人以下の企業が策定した場合に20万円を支給する奨励金制度を創設します。

区の花さくら 春のイベント

さくらの文学と巡りウォーク

古代以降近代までの唱歌・文学からさくらの奥深い魅力を学びます。区の花さくらにふれてみませんか。

さくらの文学講座―桜美・桜愛の季節に―（全2回）

とき　3月17日・24日いずれも金曜日の13時30分～15時30分
会場　区役所10階会議室
講師　小川和佑（かずすけ）さん（文芸評論家）
定員　60名（18歳以上・申込順）
費用　1千円（巡りウォークを含む）

巡りウォーク

区役所から区内のさくらの名所を歩いて巡ります。

とき　4月5日(水)13時～16時（小雨決行、未開花のときは変更あり）
対象　単独で約2時間の歩行が可能な方72名（さくらの文学講座受講者優先・申込順）
※巡りウォークのみ参加の方は、費用500円
申込み　3月7日(火)（必着）までにハガキ・電話またはEメール（8面参照、1人1枚）に講座（ウォーク含む）またはウォークのみと記入し、商工振興課商工観光係へ。
〒102－8688 九段南1－6－11
☎5211－4184
✉cshoko@eagle.ocn.ne.jp
※いずれも区内在住者には、いっとき保育（有料）あり、希望者は各実施日の10日前までに要予約。

さくら写真コンクール入選作品展

昨年実施した「第2回千代田のさくら写真コンクール」の入選作品49点を展示します。一足早い春の訪れをお楽しみください。

とき・会場　3月7日(火)～13日(月)＝いきいきプラザ一番町（一番町12）
20日(月)～28日(火)＝区役所1階ロビー（九段南1－6－11）

千鳥ケ淵ボート場3月から営業します

冬季休業していた千鳥ケ淵ボート場は3月1日(水)から営業を再開します。

営業時間　3月1日(水)～19日(日)＝11時～16時30分（発券は16時まで、月曜日休業）、20日(月)～31日(金)＝9時30分～17時30分（発券は17時まで、無休）
問合せ　商工振興課商工観光係　☎5211－4185

☆次号は3月5日（日）に新聞折り込みでお届けします。☆

R100 古紙配合率100% 白色度70%の再生紙を使用しています

4月から障害者福祉サービスが変わります

区独自に低所得者を対象として負担を軽減

障害者（児）の地域での自立生活を支援することを目的とした「障害者自立支援法」が、4月1日から施行され、どの障害の方も共通の仕組みで福祉サービスが受けられるようになります。

障害者福祉サービスの変更点

1　障害者の福祉サービスの一元化

これまで身体障害者、知的障害者、精神障害者の福祉サービスや公費負担医療は、それぞれの法律に基づいて提供してきましたが、これからは区が主体となって、障害の種別に関わりなく一元的に共通のサービスを提供します。

2　利用者負担の見直し

利用者負担は、4月1日から原則として利用に応じた1割の定率負担になります。残りの9割は国・都・区が負担します。施設利用者には、食費等の実費負担も生じますが、利用者の負担が重くならないように定率負担の月額負担上限額（図表1）の設定や、区独自に低所得者への負担の軽減などを実施します。

3　障害者の就労への支援

働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう支援します。

4　公平なサービス利用のための手続や基準の透明化

支援の必要に応じたサービスを利用できるように、障害程度区分を審査する審査会を設置し、障害程度区分に基づく支給基準を設定します。

公費負担医療制度・補装具の支給　現在の更生医療・育成医療・精神通院医療は、4月1日から自立支援医療に変わり、利用の仕組みや利用者負担が一本化されます。補装具の支給は10月1日から利用者負担の仕組みが変わります。

▼図表1　定率負担の月額負担上限額

世帯区分	金額
生活保護世帯	0円
低所得1（区民税非課税で障害者または障害児の保護者の収入80万円以内の世帯）	15,000円
低所得2（区民税非課税で低所得1以外の世帯）	24,600円
一般（区民税課税世帯）	37,200円

障害者福祉サービスの概要

対象者　身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児

サービスの内容　現在の居宅サービスと施設サービスが、平成18年10月からおおむね5年間かけて介護給付と訓練等給付に移行しますが、それまでの間は現行のサービスを引き続き利用できます。

介護給付・訓練等給付の利用手続　図表2のとおり

地域生活支援事業

地域生活支援事業は障害福祉サービスなどと組み合わせて障害者を支援します。（10月1日から）

区の事業
- 相談支援
- コミュニケーション支援
- 日常生活用具の給付等
- 移動支援
- 地域活動支援

都の事業
- 専門性の高い相談支援等

問合せ　生活福祉課障害者支援主査　☎5211－4217　FAX3263－2940

▼図表2　サービス利用までの流れ

相談	区または相談支援事業者に相談します。 ※相談支援事業者＝障害福祉サービスの申請前の相談や支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整等を行う事業者
▼	
申請	支給の申請をすると、区で現在の生活や障害の状況の調査（アセスメント）を行います。
▼	
審査・判定	調査の結果をもとに区で審査・判定をし、どのくらいサービスが必要な状態か（障害程度区分）が決まります。
▼	
認定・通知	障害程度区分や介護をする方の状況、申請者の要望などをもとにサービスの支給量などが決まり、受給者証が交付されます。
▼	
事業者と契約	サービスを利用する事業者を選択し、利用の契約をします。サービス利用の支援を必要とする方は、相談支援事業者に相談してサービス利用計画を作成（無料）します。
▼	
サービス利用	サービスの利用を始めます。

国民健康保険料を区独自に引き下げ

所得割を他区より10ポイント引き下げ

1面から

平成18年度の国民健康保険料は、運営協議会で次のように答申され、区議会第1回定例会で審議しています。

18年度の保険料は17年度と比較して、所得割は26ポイント低い住民税の1・72倍、均等割は1千200円増の3万3千300円になります。

これまで、保険料は23区同一でしたが、区では平成14年度から独自の保険料を設定し、中間所得層の方々の保険料負担を軽減しています。

18年度も引き続き他区より10ポイント低い独自の保険料率にします（基礎分所得割）。

例えば、給与収入の場合で試算すると、単身世帯では年収200万円、夫婦・子ども2人の世帯では年収400万円を超える世帯で18年度の保険料の負担が減少する見込みです。

問合せ　税務保険年金課国民健康保険係　☎5211－4204

▼平成18年度国民健康保険料（答申）

区分		平成18年度	平成17年度
基礎分	均等割	**33,300円**	32,100円
	所得割	**住民税額の1.72倍（住民税額の1.82倍）**	住民税額の1.98倍（住民税額の2.08倍）
	上限額	**530,000円**	530,000円
介護納付金分	均等割	12,000円	
	所得割	住民税額の0.17倍	
	上限額	80,000円	

※基礎分所得割の下段（　）内は、他の22区の料率

企業5社が47万円を寄付

ちよだボランティアチケット

参加企業・受入団体募集

区では昨年7月から千代田区の特色である多くの企業とマンパワーを活かした新たな社会貢献制度「ちよだボランティアチケット」事業を行っています。

ボランティアチケットとは

企業の社員が区内のボランティア活動に参加します。その時間数に応じて、ボランティア団体がボランティアチケットを渡します。企業はそのチケットをまとめ、枚数に応じてセンターに所定の金額（1時間1千円程度）を寄付します。センターは、寄付を活動資金としてボランティア団体に配分します。（右図）

昨年7月から12月までの実証期間に、参加企業社員によるボランティア活動が行われ、期間中の実績は468時間でした。現在も各社の社員がこのシステムでボランティア活動中です。また、社員や企業へのヒアリング、実際の現場等の実証からの問題点を踏まえ、4月からは、さらにボランティアを身近に感じてもらえる、魅力あるボランティア活動のプログラムを行います。

1月20日には参加企業から、区長に寄付金を手渡しました。寄付金は千代田区社会福祉協議会を通じて、ボランティア団体等に配分されます。

▲企業社員によるボランティア活動

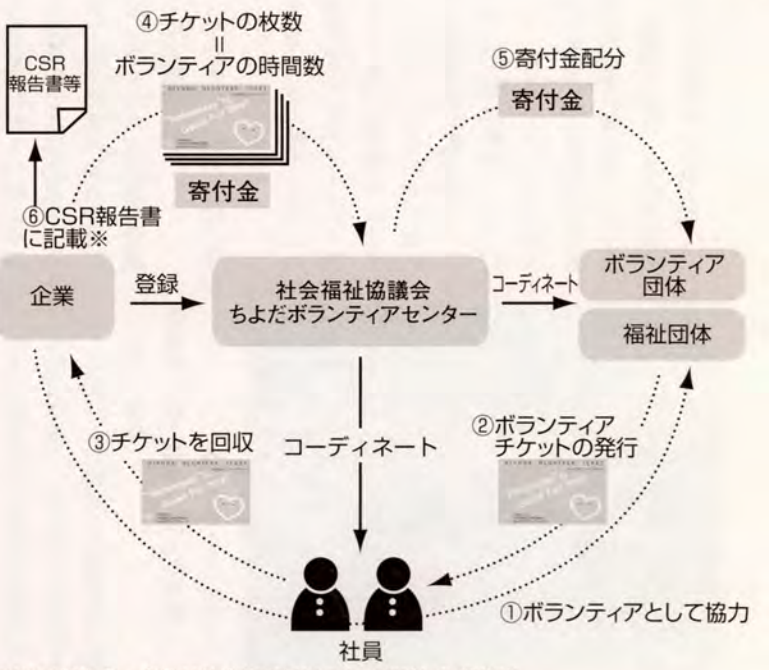

※CSR報告書＝企業の社会的責任について記述した報告書

説明会を開催

平成18年度の新規参加を検討している企業、受入団体への説明会を開催します。

3月6日(月)、企業説明会＝15時30分～17時、受入団体説明会＝18時30分～19時30分、ちよだボランティアセンター（西神田1－3－4）

申込み　電話・ファクシミリまたはEメール（8面参照）でちよだボランティアセンターへ。☎5282－3716　FAX5282－3717　✉chiyoda-vc@zd.wakwak.com

平成17年度参加企業

- ジブラルタ生命保険株式会社
- 住友生命保険相互会社
- 丸紅株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社
- 明治安田生命保険相互会社

4月から
箱根千代田荘の運営が民間事業者に

箱根千代田荘の施設運営は、民間の経営ノウハウを活用し、これまで以上のサービス向上とより効率的・効果的な運営を目指して、民間事業者が行うこととなりました。

これに伴い、4月1日利用分から箱根千代田荘の利用方法や利用料金等が変わります。

※予約・利用方法等は6面をご覧ください。

運営事業者 富士屋ホテル株式会社

営業開始日 4月1日(土)

問合せ 区民総務課地域振興係 ☎5211－4181

観光まちづくり懇談会が提言
住みやすく、働きやすく、そして「楽しい」まちへ

これからの千代田区の観光について検討を進めてきた「観光まちづくり懇談会」が提言をまとめ、区長に提出しました。

観光は人口減少社会での成長分野、付加価値創造産業として期待されています。懇談会では、観光を産業活性化の視点だけでなく、多くの生活者にとって豊かな時間や空間を与えるものと捉え、「まちづくり」の観点から提言をまとめました。

今後、この提言を受け、千代田区の観光まちづくりに向けたビジョン(将来展望)の策定に取り組みます。

観光まちづくりビジョンについて皆さんのご意見、ご要望、アイディアをお待ちしています。2月28日(火)までに電話、ファクシミリまたはEメールでお寄せください。提言の全文は、区のホームページでご覧になれます。

URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

問合せ 企画総務課 ☎5211－4134 FAX 3239－8605 ✉enquete@city.chiyoda.lg.jp

事業者を募集
富士見こども施設(仮称)整備計画

富士見こども施設(仮称)整備計画の民間事業者の募集を開始しました。

これは、区立富士見小学校・幼稚園の校園舎が昭和29年に建築されてから51年を経過し、老朽化が進んでいるため、施設の改築を契機に小学校・こども園・児童健全育成機能・地域活性化機能という4つの機能を併せ持ち、施設全体で児童の健全育成が図れるような総合こども施設の開設および維持管理について募集するものです。

この事業はPFI手法で行い、事業期間は建物解体から平成36年3月31日までです。

※詳しい内容は、学校施設課(区役所3階)、区政情報ルーム(区役所1階)、各出張所のほか教育委員会のホームページでもご覧になれます。

URL http://kyoiku.city.chiyoda.tokyo.jp

問合せ 学校施設課 ☎5211－4337

平成18年度
区政モニター募集
広報モニターも同時に

「特に力を入れてほしい施策」「区政についての意見」などをお持ちの皆さん、モニターになってみませんか。

区では、皆さんが区政について日ごろ感じていることや、ご意見などを広く聴き、区政運営に反映させるため、モニター制度を実施しています。モニターは、自宅での活動なので、時間に拘束されません。ぜひご応募ください。

■区政モニター

活動内容

①区政に対する意見、要望、提案等の提出(随時)

②区政に関するアンケート調査の回答(年5回程度)

応募できる方・募集人員

・封書モニター 満20歳以上の区内在住・在勤・在学者30名(選考)

・Eメールモニター パソコンでEメールができる満20歳以上の区内在住・在勤・在学者100名(選考)

※外国人は日本語の読み書きができる方に限ります。

■広報モニター

活動内容

広報紙「広報千代田」、ビデオ広報「わがまち千代田」に関するアンケート調査の回答(年10回程度)

応募できる方・募集人員 満20歳以上の区内在住・在勤・在学者20名(選考)

—いずれも—

任期 4月1日から1年間

謝礼 アンケートの回答1回につき500円(図書カード)

申込み 3月15日(水)(消印有効)までに、封書モニターの方はハガキ、Eメールモニターの方はEメール(いずれも8面参照)に職業・性別・応募の動機を記入し、「区政モニター応募」または「広報モニター応募」と明記のうえ、広報広聴課へ。

〒102－8688 九段南1－6－11 ☎5211－4174 ✉kouchou@city.chiyoda.tokyo.jp

17年度モニターの声

●区政モニター

初めて区政モニターに参加しましたが、アンケートの内容が専門的で、あらためて区の仕事が複雑なのに驚きました。

(在住 女性)

自分の住むまちを見直すきっかけになり、区の取り組みなどに興味や関心を持てました。(アンケートを実施した)環境や食品などの生活に直接関わる政策はしっかりと取り組んでほしいと思います。

(在住 男性)

●広報モニター

モニターになる前は、広報紙もざっと読むだけでしたが、今は記事をしっかりと読むようになり、区政により関心を持つようになりました。

(在住 女性)

モニターになって、ビデオ広報「わがまち千代田」を見るようになり、区内の知らなかった場所や楽しいイベントを知ることができました。パソコンでも見ることができてとても便利ですよ。また機会があればぜひ参加したいです。

(在勤 女性)

創業1862 (文久2年) 造って売る店 旅とビジネス

かばんのヤマモト

神田駅前中央通り(今川橋)
TEL 03－3256－5503
FAX 03－3256－5548

行政書士会による無料相談
毎月第三火曜日 午後1時より 千代田区役所で開催
相談内容 相続 遺言 遺産分割協議書 会計記帳 風俗営業許可 内容証明 会社設立 NPO その他の法人設立 国籍 外国人在留関係 国際結婚 建設・宅建関係 示談書 飲食業関係 著作権 公的助成金 金融関係 交通事故
連絡先 03－3270－6641(内253) 高橋

スクエアダンスを始めてみませんか?
期 間:4月5日から8月23日まで(4月末まで募集)
時 間:毎週水曜日 18時～21時
場 所:いきいきプラザー番町 B1カスケードホール
費 用:21週間分 8000円(4月は無料体験期間)
H P:www.chiyoda-sdc.com
連 絡:千代田スクエアダンスクラブ
電 話:03－3253－4027(関口)
メール:nishimura@happy.email.ne.jp

歯科なんでも相談室
歯科医療についてのあらゆる相談・苦情などに応じます
丸の内歯科医師会
千代田区丸の内3－4－1 新国際ビル632号
3287－2888

KISP Kid's International Soccer Park
サッカーでいろいろな国の子供と友達になろう!
KISPは千代田区で唯一の国際サッカースクールです!
開催日:毎週月曜日(www.funroots.net)
① キンダー(幼稚園)/15:00-15:50
② ジュニアA(小1-2)/16:00-17:00
③ ジュニアB(小3-5)/17:10-18:20
月会費:① 6千円、②-③7千円
会場:フットスクエア赤坂
千代田区平河町2-7-9 全共連ビル屋上フットサル場
体験プレイ 随時受付中!
お問合せ
(株) ファンルーツ
中央区八重洲1-7-4
tel:3272-5761
fax:3272-0812
mail: school@funroots.net

(財)ふるさといわて定住財団では
岩手県に就職を希望している人のために企業との面談の場を提供しています
3月5日(日)
＊岩手県U・Iターンフェア Ⅱ
◆時間:13:00～16:00(受付終了15:30)
◆会場:東京交通会館(千代田区有楽町2－10－1)
◆参加対象:首都圏在住のU・Iターンを希望する社会人等
◆参加企業:県内に事業所を持つ企業約30社
(財)ふるさといわて定住財団
TEL 019－653－8976 URL http://www.isop.ne.jp/f-iwate

☆広報千代田では有料広告の掲載を募集しています。広告掲載希望の方は広報広聴課へ。☎5211－4174☆

「敬老入浴券」の希望調査 2月24日まで

区内にお住まいの満65歳以上の方に、「平成18年度敬老入浴券希望調査」（往復ハガキ）をお送りしています。敬老入浴券は、区内（5か所）、区外（7か所）で4月1日から1年間利用できます。希望する方は、2月24日(金)までに、返信用のハガキを返送してください。敬老入浴券は、3月下旬に発送します。

※敬老入浴券が利用できる方は、希望した高齢者本人のみで、他人に譲渡することはできません。

※今お使いの「平成17年度敬老入浴券」の利用期限は、3月31日(金)までです。利用期限を過ぎると使えませんのでご注意ください。

問合せ　高齢者福祉課在宅支援係　☎5211－4220

春の火災予防運動　3月1日～7日

声かけよう 家族みんなで 火の用心

平成17年度東京消防庁防火標語

キュータ

丸の内消防署☎3215－0119
麹町消防署　☎3264－0119
神田消防署　☎3257－0119

高齢者センター文化祭

同好会の1年間の活動発表や誰でも参加できる大会など、楽しい催しがいっぱいです。

※12日(日)は休館

問合せ　高齢者センター　☎3265－3981

とき	催し物	時間	内容ほか
3月11日(土)	古代史スライド上映会	午後1時30分～3時	第1部＝日本武尊（やまとたける）物語の伝承の地を訪ねて 第2部＝宮中の行事
	卓球大会	午後1時～3時	2グループ総当たり戦15点勝負。16名（申込順）
	将棋大会	正午～午後4時	A・B級の2部制総当り戦。16名（申込順）
	吹矢大会	午後1時～3時	精神集中・健康に良い吹矢の大会
	ゲートボール大会	午前9時30分～正午	3チーム総当り戦（雨天順延）24名（申込順）
13日(月)	ビリヤード大会	午前10時30分～正午	3人1チームの総当たり戦。先着15名
	お茶会＊	午後1時～3時	普段着のお茶会。先着100名
	おたっしゃ21	午前10時～午後3時	介護予防のための簡単な健診
14日(火)	健康サークル発表会	午後1時～3時	健康体操のオンパレード
	麻雀大会	午後0時30分～3時30分	各卓入替戦60分×3回戦。32名（申込順）
	囲碁大会	午前11時～午後4時	2部制で勝抜戦後、優勝者同士で決勝戦。先着32名
	ボウリング大会＊	午前10時30分～正午	3ゲーム合計得点。20名（申込順）参加費1,100円
15日(水)	カラオケサークル発表会	午後0時30分～3時	カラオケ同好会によるカラオケ大会
	ダンスパーティ＊	午後1時～3時	ジャズ、ワルツ、チャチャ、ジルバなど。先着30名
	模擬店＊	午前11時～午後2時	中華まんの無料配布。先着400名（午前9時30分から整理券配布）
16日(木)	演芸サークル発表会	午前10時～午後3時30分	唄、踊り、楽器演奏などセンターの演芸同好会の発表会
11日(土)～16日(木)	作品展	午前10時30分～午後4時	書画、絵画、手工芸など玄人はだしの力作揃い

※□の催しは電話または直接センターへ事前申込み。それ以外は当日直接センター（各会場）へ。日程・内容は変更になる場合があります。事前にご確認ください。

※ゲートボール大会の会場は西神田公園（西神田2－3－11）、ボウリング大会の会場は東京ドームボウリングセンター（文京区後楽1－3－61）、演芸サークル発表会の会場は千代田区公会堂（九段南1－6－17）。問合せはいずれも高齢者センターへ。

＊の催しは60歳以上の区内在住者が対象です。

障害者ミニ就職面接会

就職を希望する障害者を対象にミニ面接会を行います。参加企業や募集内容等はお問い合わせください。

とき　3月9日・23日いずれも木曜日

会場　ちよだプラットフォームスクウェア（神田錦町3－21）

対象　障害者手帳を持ち、ハローワークで求職者登録をしている方

※面接を受けるには、ハローワーク飯田橋で事前に求職者登録が必要です。

問合せ　ハローワーク飯田橋専門援助第二部門　☎3812－8609
千代田区障害者就労支援センター　☎5211－4217
FAX 3263－2940
✉chiyoda.fukushika777@oregano.ocn.ne.jp

シルバートレーニングスタジオ

健康な生活を送るために、筋力アップトレーニングをしませんか。当日、直接会場へお越しください。

・**高齢者センター**（神田神保町2－20）＝3月1・8・22・29日（毎週水曜日）午後1時30分～3時30分

※15日はお休みです。

・**神田児童館**（外神田3－4－7昌平童夢館5階）＝3月2・9・16・23・30日（毎週木曜日）午前10時～正午

・**富士見区民館**（富士見1－6－7）＝3月6・20日（毎月第1・3月曜日）午後2時～4時

・**麹町区民館**（麹町2－8）＝3月7・14・28日（毎週火曜日）午前10時～正午

問合せ　高齢者福祉課高齢者施策推進主査　☎5211－4219

いきいきライフ

▲昔遊び（千代田幼稚園）

困りごとを24時間受付

日常生活のちょっとした困りごとの相談を、24時間365日受け付け、お手伝いします。切れた電球や水道パッキンの交換などの困っていることがあれば、気軽にご相談ください。

対象　区内のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯（おおむね75歳以上）、区内の障害者のみの世帯など

利用料　1回200円

▶「協力員」として登録、活動できる方を募集しています。高齢者や障害者の方が地域の中で安心して生活できるよう、ご協力ください。

内容　専門的技術が不要で継続性のない1時間程度の活動

※1回の活動につき500円を支払います。

問合せ　社会福祉協議会地域福祉課　☎5282－3711

男の介護者 料理教室

ゼリー食やミキサー食の試食会も

高齢になると、病気やけが、加齢などが原因で食べ物をかむ力・飲み込む力が弱くなってきます。食べ物をミキサーにかけたり、ゼリー状にとろみをつけたりすると食べやすく、飲み込みやすくなります。試食をしながら、簡単にできる料理のポイントやアドバイスを行います。また、食事の工夫や悩みなどについて座談会も行います。

とき　2月25日(土)午後2時30分～4時

会場　いきいきプラザ一番町2階会議室（一番町12）

対象　65歳以上の区内在住男性8名（申込順）

申込み　電話で一番町在宅介護支援センター（☎3265－6141）へ。

保健ガイド（予約制）

千代田保健所 ☎3291-3641 FAX3291-3650
麹町庁舎 ☎3221-1315 FAX3221-1316

事業名・対象など	とき	実施場所
一般精神デイケア 区内在住で心の病気のある方	3/3(金)・17(金)・24(金) 午前9時30分～午後2時30分	千代田保健所
認知症相談室 お年寄りの心の問題で悩んでいる家族の方など	3/10(金)・23(木) 午前9時30分～11時30分	麹町庁舎
A型機能訓練 区内在住で身体の機能維持・回復を必要としている方	毎週水曜日 午前9時30分～11時 午後1時30分～3時	
難病リハビリ教室（相談・指導）	3/22(水)午後1時30分～3時	
在宅療養者訪問指導（保健師・理学療法士）	随時受付	

のびのび子育て

▲昔遊び（千代田幼稚園）

児童館合同卓球大会

児童館、児童・家庭支援センター、いずみこどもプラザで選抜された選手50人が、卓球の腕を競う大会です。ぜひ応援に来てください。

2月25日(土)12時30分～16時、児童・家庭支援センター体育室（西神田2－6－2☎5215－9062）、見学希望者は当日直接会場へ。

富士見児童館　映画会

「日本昔ばなし」

世代を超えて人気のあるアニメです。お楽しみに。

3月3日(金)15時30分～16時45分、☎3262－1040、富士見2－3－6

おはなし会

千代田図書館（九段南1－6－11）

3月4日(土)幼児向け=14時～、児童向け=15時～、いずれも30分程度、☎5211－4289

ちよだ子育て塾スペシャル

健やかな心と身体をはぐくむために

1年を通して区立の各小学校・幼稚園で行ってきた「子育て塾」のまとめとして、子育ての価値や次世代育成のためにすべきことなどについての講演や意見交換を行います。

3月4日(土)13時30分～16時、麹町小学校講堂(麹町2－8)、区内在住者と区内小学校・幼稚園・保育園等にお子さんが通っている保護者、講師＝白石真澄さん(東洋大学助教授)・一木広治さん（二十一世紀倶楽部事務局長)・富士見小学校教員、申込みは2月28日(火)までに電話またはファクシミリ（8面参照）で教育指導課(☎5211－4286FAX3288－3420)へ。いっとき保育（有料・要予約）あり。

3月1日～7日 子ども予防接種週間

子どもの予防接種には、ジフテリア・百日咳・破傷風・麻しん・風しん・日本脳炎・ポリオ・結核などに対する種類があり、それぞれ接種時期や回数が決まっています。保育園や幼稚園に入るまでに予防接種で免疫をつけ、感染症にかからないようにすることが大切です。

区では、お子さんの接種時期に応じて、各予防接種の予診票をお送りしています。医療機関で予防接種を受けるようにしましょう。

特に、予防接種法の改正で、4月1日から麻しんと風しんの予防接種は対象年齢等が変更になるため、接種対象から外れてしまう場合もあります。接種もれのないようご注意ください。詳しくはお問い合わせください。

健康推進課保健予防係☎3291－3654

子ども水泳教室

■泳げない子のための水泳教室

3月7日(火)・9日(木)・13日(月)・14日(火)・16日(木)の16時～17時15分（全5回)、神田さくら館プール(神田司町2－16)、全く泳げないか10m程度しか泳げない区内在住・在学の小学生80名(抽選)、参加費＝1,100円、指導＝千代田区水泳連盟、2月28日(火)（必着）までに往復ハガキ（8面参照、1人1枚）に学校名・学年を追記し、千代田区体育協会(〒101－0047内神田2－1－8総合体育館内)へ。

問合せ　千代田区水泳連盟・高井☎3291－1818

■ぜん息児のための水泳教室

水泳は、呼吸器の機能回復に役立ち、ぜん息の症状改善に効果的な運動です。ぜひご参加ください。

3月25日(土)～28日(火)10時～正午、神田さくら館プール(神田司町2－16)、区内在住でぜん息に悩んでいる小学校新1年生(4月就学予定者)～中学3年生20名(申込順)、申込みは電話で健康推進課公害補償担当(☎3291－3655)へ。

私立幼稚園児 外国人学校児童・生徒 補助金を交付

私立幼稚園、外国人学校へお子さんを通わせている保護者に、下半期(10～3月分)の補助金を交付します。

■私立幼稚園等園児保護者補助金

対象　区内在住の3歳（入園後、3歳になった幼児を含む）以上のお子さんを私立幼稚園等に通園させている保護者

補助金　月額3,400円～7,200円（所得に応じて変わります）

※所得制限があります。

■外国人学校児童・生徒保護者補助金

対象　区内在住で、外国人学校で義務教育(日本の小・中学校)に相当する課程に通学し、教育委員会から就学の免除・猶予を受けている児童・生徒の保護者

補助金　月額6,000円

―いずれも―

申請期間　3月1日(水)～15日(水)

申請書類は幼稚園または学校を通じて配付します。

※転入してきた方、前期分の申請をしていない方はお問い合わせください。

子育て推進課手当・医療係☎5211－4230

10周年ありがとう

3月19日(日)いきいきプラザ一番町

みんなで楽しむ音楽会&トークショー

トークショーには、鬼嫁で話題の北斗晶さんの夫でプロレスラーの佐々木健介さんが出演します。他にゲームや食べ物コーナーもあります。ご家族そろってお越しください。

3月19日(日)10時30分～正午「みんなで楽しむオーケストラ」、出演＝東京ムジーク・フロー、13時30分～15時「佐々木健介流子育てトーク&パフォーマンスショー」、司会＝天野ひかりさん（フリーアナウンサー）、いきいきプラザ一番町

■佐々木健介さんへの質問募集

3月10日(金)までにハガキ・ファクシミリまたはEメール（8面参照）に子育てに関する質問を記入し、いきいきプラザ一番町「健介さんに聞きたい！」係(〒102－0082一番町12☎3265－6311FAX3265－6317✉ikiiki_plaza@ca.wakwak.com）へ。

※質問多数の場合は選出

♪あかりをつけましょ ぼんぼりに♪♪

ひな祭りをお祝いします。親子で遊びに来てください。

3月3日(金)10時～11時、食事つき、定員あり、要予約(電話で各園へ)。

■麹町保育園（一番町4☎3261－7960）

■神田保育園（神田淡路町2－15☎3253－6258）

※食事はつきません。

■西神田保育園（西神田2－6－2☎5215－9060）

■飯田橋保育園（飯田橋3－9－17☎3264－1744）

■四番町保育園（四番町11☎3234－2269）

■いずみこども園（神田和泉町1☎3866－9938）

※1～2歳児クラス親子3組が対象。

健康ちぇっく（予約制）

千代田保健所 ☎3291-3641 FAX3291-3650
麹町庁舎 ☎3221-1315 FAX3221-1316

事業名・対象など	とき	実施場所
アレルギー相談（0～15歳）	3/9(木)14時30分～15時(受付)	千代田保健所
栄養相談 生活習慣病の予防と改善、離乳食など食事に関する相談	随時受付　10時～16時	千代田保健所
歯科衛生相談（歯科健診） 区内在住の乳幼児・学童・妊産婦の方 ※歯科健診や虫歯予防のための処置を行います。	3/2(木)9時～11時 3/23(木)13時～16時	千代田保健所
	3/15(水)9時～11時 3/22(水)13時～16時	麹町庁舎*

*は、千代田保健所へお問い合わせください。

3月の休日診療当番医等

*受診するときは、あらかじめ電話でお問い合わせください。
*健康保険証を必ずお持ちください。

■内科・小児科■　診療時間：午前9時～午後10時			
5日	永井クリニック	☎3556-8101	飯田橋1-12-1　ダイエイシャビル1F
12日	平河町クリニック	☎5215-5434	麹町3-5-2　ビュレックス麹町609号
19日	市ヶ谷駅前診療所	☎3234-5021	五番町2　横山ビル1F
21日	福田医院	☎3261-8727	五番町6　福田ビル1F
26日	佐々木内科クリニック	☎3264-3635	麹町4-4-6　麹町四丁目小倉ビル2F
■歯科■　診療時間：午前9時～午後5時			
5日	武田歯科医院	☎3237-5755	紀尾井町3-12　紀尾井町ビル2F-E
12日	石塚歯科クリニック	☎5275-5361	麹町1-7　フェルテ麹町1・7・2F
19日	ふるや歯科医院	☎3221-8118	飯田橋2-6-3　N&Kビル2F
21日	九段セントラルビル歯科	☎5276-9393	飯田橋2-1-4　九段セントラルビル9F
26日	佐々木歯科医院	☎3263-9230	麹町4-4-6　麹町4丁目小倉ビル7F
■調剤薬局■　営業時間：午前9時～午後5時			
5日	コトブキ調剤薬局	☎3291-0380	神田駿河台2-10-1
	清水薬局	☎3261-3554	飯田橋1-10-4
12日	お茶の水調剤薬局本店	☎3295-8643	神田駿河台2-2-5　井口ビル1・2F
	松井薬局	☎3261-9633	隼町2-12
19日	加健調剤薬局	☎5280-1421	神田駿河台2-10-6　お茶の水Sビル1F
21日	三崎調剤薬局	☎3296-1210	神田駿河台2-2　お茶の水杏雲ビル1F
26日	お茶の水調剤薬局本店	☎3295-8643	神田駿河台2-2-5　井口ビル1・2F

休日診療案内等

●消防署病院案内（24時間）
丸の内☎3215-0119　麹町☎3264-0119　神田☎3257-0119
●消防庁テレフォンサービス（24時間）☎3212-2323
●医療機関案内サービス「ひまわり」（24時間）☎5272-0303
URL http://www.himawari.metro.tokyo.jp

新鮮な肉でも食中毒の危険

レバ刺し、鶏肉の刺身やたたき等を食べたことで、食中毒になる人が増えています。この食中毒は、カンピロバクターという細菌が原因で、下痢、腹痛、発熱等の症状を起こします。

カンピロバクターは、鶏、牛、豚等の体内に住みついている菌で、少量でも食中毒をひき起こします。そのため、新鮮な鶏肉でも食中毒が起こりやすいのです。熱には弱いので、調理をするときは、十分に加熱すれば安全です。

■主な発生原因

・生肉または、加熱不十分な食肉（焼き鳥、唐揚など）を食べた。
・生肉に触れた手指や調理器具から、カンピロバクターが他の食品に付き、その食品を加熱しないで食べた。

■予防のポイント

・生や加熱不十分な肉は食べない。
・食肉は中心部まで十分に火を通す。
・鍋物や焼肉は、生肉に触れた箸や食器で食事をしない。
・生肉を使った包丁やまな板はよく洗い、熱湯をかけて消毒、乾燥させる。
・生肉類を触った手指は、石けん等で十分に洗う。

生活衛生課食品衛生担当
☎3291－3645
麹町庁舎生活衛生課食品衛生担当
☎3221－1314

★くらしの知恵★

迷惑な勧誘電話に注意！

自宅だけではなくお店や職場に投資用マンションなどの勧誘電話が突然かかってきて、何度断っても、しつこく電話をかけてくるので困っているという相談を多く受けます。不要な勧誘電話には、はっきり断ることが大切です。断らないと、思わぬ高額な被害につながることもあります。

■悪質商法のひとつです

悪質商法の被害者の年代は、20～30歳代の割合が高くなっています。男女別では男性の割合が高く、職業別ではサラリーマンが最も多いのです。

投資用マンションの電話勧誘も仕事に支障をきたすほどのしつこさであれば悪質商法の一つです。

■なかなか切れない勧誘電話

仕事中に突然名指しで電話がかかってきます。「今仕事中なので」「興味がないので」「ローンがあるので」と断ると、「いつならいいか」「話も聞かないで分かるのか」「そういう人向けの話だ」としつこく話しかけてきます。社名や連絡先などを聞いても答えない業者も少なくありません。もし会って話を聞くことになると、ますます断れなくなります。

■「電話勧誘」には法律で一定の規制があります

宅地建物取引業者が勧誘する際、「電話により長時間の勧誘その他の私生活または業務の平穏を害するような方法で困惑させること」は宅地建物取引業法によって禁止され、違反した場合には罰則もあります。

■理由は言わずに断りましょう

職場に電話がかかってくると、周りの目を気にして、丁寧な対応をすることが多いようです。

社名も名乗らず、迷惑を覚えさせるようなやり方の勧誘電話に丁寧に対応する必要はありません。「忙しいので」などと理由を言って断ることは、相手に話を続けさせるきっかけを与えるだけです。

何も言わずに一方的に切るのが最も良い方法です。

問合せ　商工振興課消費者相談室
☎5211－4314

健康チェック（予約制）

千代田保健所 ☎3291-3641 FAX3291-3650
麹町庁舎 ☎3221-1315 FAX3221-1316

事業名・対象など	とき	実施場所
誕生月健診 節目健診対象者を除く41歳以上の方（勤務先などで健診機会のある方を除く） ・41歳の方、過去3年間に1回以上受診した方には受診券を送付しました。 ※上記以外で受診を希望する対象者の方は、千代田保健所へお申し込みください。	1月から3月生まれの方→1月から3月の間（区内指定医療機関の定める受診時間）	区内指定医療機関
節目健診（ちよビック21） 血液検査・骨密度測定等の健康診査のほか、栄養・運動・保健指導などを行います。 区内在住の40・45・50・55・60歳になる方	3/1(水)・8(水) 8時45分～10時 3/1(水)・8(水)・15(水)・22(水)13時～15時	千代田保健所
若年節目健診（ちよビック21若葉） 血液検査・骨密度測定等の健康診査のほか、栄養・保健指導などを行います。 区内在住の20・25・30・35歳になる方	3/1(水)・8(水)10時～10時45分	
一般健康相談　区内在住者 ・検査は有料。診断書は発行しません。	3/1(水) 9時～10時30分	
エイズ・性感染症（梅毒・クラミジア・淋菌）相談・検査	3/3(金) 9時～9時30分	
心の相談　心の問題で悩んでいる方	3/2(木)・16(木)13時30分～15時30分	
細菌検査（赤痢・腸チフス・パラチフス・サルモネラ・O157の健康管理検便） 区内在住・在勤・在学者 ・予約不要（事前に採便管を取りに来てください）	3/3(金)・10(金)・17(金)・24(金)・31(金) 13時～16時	

箱根千代田荘の利用方法が変わります

3面から

■予約・利用方法について

(1)抽選予約

利用申込みは専用の抽選ハガキ（区役所地域振興係や出張所等で配布）またはインターネット(※)で受け付けます。抽選申込み期間は利用希望日の2か月前の1日～8日(必着)です。

(2)空室予約

抽選予約後の空室は利用希望日の2か月前の22日(閉庁日の場合は翌開庁日）から現地（4月1日以降から受付）または区役所地域振興係で受け付けます。翌日以降は出張所等またはインターネット(※)でも予約を受け付けます。

(3)利用方法

当選された方には当選通知書を、空室予約を取得した方には施設利用確認書を送付しますので、現地到着後フロントに提出してください。

従来の区役所や出張所窓口での手続きは不要になりました。

※インターネットでの抽選申込み・空室予約は窓口で事前登録が必要です。

■区民、在勤、在学者以外の方も利用可能に

一般(在住・在勤・在学者以外)の方も4月1日利用分から利用できるようになります。ただし、予約方法は空室予約のみとなります（抽選予約は利用できません）。

■利用料金も改正

4月1日利用分から利用料金が変更になります（下表のとおり）。

なお、他の区保養施設（湯河原・嬬恋・軽井沢）の利用料金等は、これまでと変更ありません。

予約・問合せ

箱根千代田荘　☎0460－6－1150
区民総務課地域振興係
☎5211－4181

▼箱根千代田荘利用料金表（1泊2食付の1人あたりの料金）

利用期間	区分	1部屋あたりの利用人数		
		2人利用	3人利用	4人以上利用
通常期	大人	12,300円	9,900円	8,600円
	小人	8,500円	6,900円	6,000円
土曜・夏期(7/21～8/20)特別日＊	大人	12,800円	10,400円	9,100円
	小人	8,800円	7,200円	6,300円
年末年始(12/31～1/3)	大人	15,300円	12,900円	11,200円
	小人	10,600円	9,000円	7,800円

・区民の方は上記の金額から大人約3,000円、小人約2,100円を補助する予定です（年度内6泊まで）。補助を利用する際は現地に住所確認書類（健康保険証、運転免許証、学生証等）をお持ちください（お持ちでない場合は補助の利用はできません）。
なお、補助金は18年度予算成立後、正式に決定します。
・利用の際は大人1泊につき別途入湯税150円がかかります。
・利用日当日のキャンセルは利用料金全額、前日は利用料金半額をお支払いいただきます。
・利用料金は現地でお支払いください。
＊特別日＝5/3・4、7/16、9/17、10/8、11/3（平成18年度）

5月の保養施設の利用申込み

区民総務課地域振興係

施設名	申込期間	空施設受付	利用できない日
箱根	専用ハガキで、3/1(水)～8(水)（必着）	3/22(水) 9時～	5/10日(水)、11日(木)、24日(水)、25日(木)
湯河原			5/10日(水)～12日(金)、17日(水)、18日(木)
嬬恋		3/22(水) 13時30分～	5/11日(木)、12日(金)、23日(火)～25日(木)
軽井沢			5/8日(月)、9日(火)、22日(月)

・今回に限り箱根については4月分の抽選申込みも上記期間中に受け付けします。また、4月分の空室受付は3月17日(金)から行います。なお4月の箱根の利用できない日は4月12日(水)、13日(木)、18日(火)、19日(水)です。
・4月分はインターネットでも抽選申込みを受け付けます。5月分のみインターネットでは受け付けしませんのでご注意ください。

5月のスポーツ施設の利用申込み

総合体育館のみ6月分

施設名		申込期間	抽選	空施設受付	利用できない日
外濠公園	野球	往復ハガキで、3/10(金)～20(月)（消印有効）	3/27(月) 九段社会教育会館	4/18(火) 8時30分～（申込順）※1	5/7(日)・21(日)・27(土)・28(日) ※2
	テニス				
花小金井運動施設（野球）		往復ハガキで、3/1(水)～20(月)（消印有効）	4/3(月)	4/4(火) 10時～（申込順）	総合体育館にお問い合わせください。
総合体育館※3		所定の用紙で、3/1(水)～20(月)（必着）	4/3(月)		6/19(月) ※3

※1　外濠公園の空き状況は外濠公園管理事務所☎3341－1731へお問い合わせください。
※2　外濠公園は、利用できる日でも時間帯によっては利用できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。
※3　総合体育館は団体利用・個人利用の区別があります。詳しくはお問い合わせください。

生活ほっとライン

生活ほっとライン

お知らせ

植木市

3月1日(水)～31日(金)に出世不動通り商店会で買い物をした方に植木の引換券を配付します。最終日に出世不動尊前（内神田2－6－9）で植木市を開催し、植木の引き換えや即売会を行います。

出世不動通り商店会　☎3256－0880

フリーマーケット

約30店舗が参加する、掘り出し物がたくさんの楽しいフリーマーケットです。室内ですので、雨でも実施します。

3月4日(土)10時45分～14時、いきいきプラザ一番町B1カスケードホール(一番町12)

ちよだ環境ボランティア・荻村
☎3264－5578

四番町図書館の休館

3月5日(日)～9日(木)は蔵書点検のため休館します。この期間中、併設の四番町歴史民俗資料館の開館時間は9時から17時です。

四番町図書館　☎3239－6357
四番町歴史民俗資料館☎3238－1139

九段中学校スポーツ開放休止

九段中学校は、平成18年度に富士見小学校・幼稚園の仮校園舎となるため、3月10日(金)でスポーツ開放事業は休止します。

総合体育館　☎3256－8444
学校施設課　☎5211－4275

国民年金

■年金見込額を携帯電話で試算

社会保険庁ホームページで行っている年金見込額試算が、インターネットに接続できる携帯電話でも利用できます。

システム利用条件

・簡易試算を行う時点で、60歳未満
・加入期間が合計25年（300月）以上ある
・年金額は、60歳到達月に退職しているものとして計算

URL http://www.sia.go.jp/k/

※試算結果は、将来の年金額を保証するものではありません。また、携帯電話の機種によっては利用できません。

社会保険業務センター中央年金相談室　☎3335－7711（土・日・祝日は除く）

火災警報器の調査

神田消防署では、管内に住んでいる方を対象に、住宅用火災警報器の普及状況の調査を行います。火災予防運動期間（3月1日～7日）の前後に消防署員が聞き取り調査を行いますので、ご協力をお願いします。

不審な点や問合せは神田消防署防災係・指導調査係(☎3257－0119)へ。

電話帳の回収にご協力を

地球環境保護、資源の有効活用のため、古い電話帳の回収にご協力ください。2月中に新しい電話帳をお届けする際に古い電話帳を回収します。

また、不在等の理由で古い電話帳が回収されなかった方は、係員が回収に伺いますのでご連絡ください。

タウンページセンタ
0120－506－309

粗大ごみの収集は申込み制

家庭の粗大ごみの収集は、事前に申し込みが必要です。収集日や1日の収集量に制限がありますので、早めにお申し込みください。

■粗大ごみ（1辺が30cmを超えるもの）の処分

粗大ごみ受付センター☎5296－7000（月～土曜日8時～19時）

URL http://sodai.tokyokankyo.or.jp（24時間受付）

※お店や事務所などの事業系の粗大ごみは、自己の責任で適正に処理してください。処分を第三者に依頼する場合は、必ず廃棄物処理業の許可業者に委託してください。処理業者などは清掃事務所にお問い合わせください。

千代田清掃事務所　☎3251－0566

ごみ減量の取り組みで3社を表彰

2月6日に千代田区公会堂で、事業系ごみの減量や再利用などを積極的に推進した事業用大規模建築物の所有者に、区長から表彰状と記念品を贈呈しました。

受賞会社(写真左から)　(株)大手町ファーストスクエアー、(株)錢高組東京支社、明治安田生命保険相互会社

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

4月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

特別区民税・都民税の申告書 3月15日(水)まで

特別区民税・都民税は、所得額にかかわらず申告が必要です。扶養されていた、仕送りを受けていた、収入がなかったという方も申告してしてください。

申告がないと、所得の有無が確認できないため、特別区民税・都民税に関する証明書の交付ができなくなる場合があります。

また国民健康保険料は、平成18年度の住民税額（平成17年中の収入）をもとに計算します。申告によって保険料の軽減の対象になることがあります。

▶申告をしなければならない方

平成18年1月1日現在、千代田区に住所があり、平成17年1月から12月までの間に所得のあった方

①商工業、サービス業などを営んでいたり、報酬、パート・アルバイト賃金、手間賃、家賃、地代、株の配当などの所得があった方
②給与所得者で次に該当する方
・平成17年中に中途で退職し、再就職していない方
・勤務先から千代田区へ給与支払報告書の提出がない方
・2か所以上の勤務先から給与を受けている方
・給与および退職所得以外の所得金額（地代、家賃、賃料、原稿料など）がある方

▶申告しなくてもよい方

①税務署に所得税の確定申告書を提出する方
②勤務先から千代田区に給与支払報告書が提出され特別区民税・都民税を特別徴収（給与天引き）される方で、他に所得のない方

※所得税の申告義務のある方は、税務署へ確定申告をしてください。

■税制改正に伴う住民税の変更点

定率減税は、平成17年度まで住民税所得割から15%相当（4万円限度）減額されていましたが、18年度は7.5%相当(2万円限度)に縮減されます。

また、65歳以上の方については次の改正があります。

①公的年金控除額が縮減されます。
②老年者控除48万円が廃止されます。
③合計所得金額125万円以下の方への非課税措置が廃止されます（ただし、平成17年1月1日現在、65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方には18年度は3分の1課税、19年度は3分の2課税の軽減措置があります）。なお、所得の少ない方への非課税措置は引き続き存続します。

税務保険年金課課税係
☎5211－4191
税務保険年金課国民健康保険係
☎5211－4204

3月の各種相談（無料）

名称	場所	対象	内容	とき	問合せ
区民相談	区民相談室（区役所1階、千代田図書館横）	区内在住・在勤者	法律相談	1(水)・8(水)・15(水)・22(水)13時～15時	☎5211－4176
			税務相談	9(木)・23(木)13時～15時	
			固定資産税相談	2(木)13時～15時	
			司法書士相談	9(木)13時～15時	
			人権身の上・行政・社会保険労務相談	14(火)13時～15時	
			行政書士相談	3月はお休みします	
			不動産取引相談	2(木)・16(木)13時～15時	
			交通事故相談（予約制）	3(金)・10(金)・17(金)・24(金)・~~30(金)~~31 13時～15時30分	
MIW（ミュー）相談室（予約制）	男女共同参画センターMIW（神田和泉町1）	区内在勤者・区内在学者・区内在住者	夫婦関係・子育て・セクシャルハラスメント・ドメスティックバイオレンスなどに女性カウンセラーが応じます。いっとき保育（有料・要予約）あり。	1(水)・9(木)・15(水)・23(木)・29(水) 10時30分～15時30分 2(木)・8(水)・16(木)・22(水)・30(木) 17時～21時	☎5823－0774
保健福祉オンブズパーソン出張相談	千代田会館2階203会議室（九段南1－6－17）	どなたでも	区や事業者など保健福祉サービス全般への不満や苦情などを受け付けます。手紙での相談も受け付けます。〒102－8688九段南1－6－11福祉総務課計画調整主査へ。	2(木)野田愛子委員（弁護士） 14(火)高山由美子委員（ルーテル学院大学専任講師） 24(金)冷水豊委員（上智大学教授） 14時～16時	☎5211－4210
福祉専門法律相談（予約制）	西神田併設庁舎4階（西神田1－3－4）		訪問販売被害など法律に関わる相談に弁護士が応じます。	3/14(火)、4/12(水)14時～16時、岡部喜代子弁護士	社会福祉協議会ほほえみサポートちよだ ☎5282－3100
メンタルヘルス相談		区内と族学者在そ在勤の者・在住の	仕事や家庭での心の悩みに専門家や体験者が応じます。	3/1(水)・15(水)＝生活・就労相談 3/8(水)・22(水)＝当事者相談 13時～15時	0120－528－213 社会福祉協議会 ☎5282－3711
教育相談（予約制）	教育研究所（神田司町2－16）	幼児～高校生、保護者	不登校、学習上の問題、家庭でのしつけ、発育の問題など幼児～高校生のお子さんについての心配事。	毎週月～金曜日（祝日を除く）、10時～18時	☎3256－8140

〈おわび〉2月5日号3面に掲載した税務署の電話番号に誤りがありました。正しくは、麹町税務署☎3221－6011、神田税務署☎3294－4811です。

生活とほっとライン

募集

賃貸マンション区民優先募集

（財）首都圏不燃建築公社では賃貸マンション「ベラカーサ秋葉原」（神田佐久間町４－１）の区民優先募集をします。

申込資格

このマンションに住民登録をできる方で次のいずれかに該当する方

①区内に1年以上在住・在勤している方

②親または子が区内に居住している方

募集戸数　８戸（区民優先募集以外の募集戸数62戸）

間取り　１K・1LDK（34.40m²～59.97m²）

家賃　114,000円～190,000円（予定）

共益費　7,000円～12,000円（予定）

入居日　８月１日（予定）

申込み　２月27日(月)まで各出張所、区政情報ルーム（区役所１階）、住宅課（千代田会館２階）で配布する申込書を２月28日(火)～３月９日(木)に直接、東急リバブル(株)上野センター（台東区上野２－７－13 JTB損保ジャパン上野共同ビル８階☎3834－6136）へ。（郵送不可）

※応募者多数の場合は抽選。結果は郵送でお知らせします。

食品衛生講習会

輸入食品の安全性と監視の実態を知り、食品衛生法の理解を深めます。

３月８日(水)14時～16時、内幸町ホール（内幸町１－５－１）、食品輸入業を営む、もしくは輸入食品に関心のある区内在住・在勤者140名（申込順）、講師＝伊澤徹さん（東京検疫所食品衛生専門官）、電話またはファクシミリ（記入例参照）で生活衛生課食品衛生担当（☎3291－3645 FAX 3291－3647）へ。

MIWパソコン体験教室

■インターネット体験

パソコンの基本操作やインターネットの基礎知識などを１人１台のパソコンで楽しく学びます。

３月14日(火)18時30分～19時30分、男女共同参画センターMIW、初心者３名（抽選）

■ブログ体験

インターネットで自分の日記を公開して、情報を発信できるブログを作る講座です。

3月15日(水)・22日(水)18時30分～19時30分、男女共同参画センターMIW、パソコンのキーボードが打てる方３名（抽選）

―いずれも―

３月３日(金)（必着）までに往復ハガキ（記入例参照）でMIW（〒101－0024神田和泉町１ちよだパークサイドプラザ５階☎5823－0772）へ。いっとき保育（有料・要予約）あり。

ＭＩＷ千夜一夜

「どうしてわかってくれないの」と感じたら…ためしてみよう！ホンネの聞きかた伝えかた

大切な人との関係をいきいきさせるためのヒントを探してみませんか。

３月16日(木)18時30分～20時30分、男女共同参画センターＭＩＷ、20名（申込順）、講師＝和田由里子さん（カウンセラー）、３月15日(水)までに電話、ファクシミリまたはＥメール（記入例参照）でMIW（神田和泉町１ちよだパークサイドプラザ５階☎5823－0772 FAX 5823－0775 ✉miw@city.chiyoda.tokyo.jp）へ。いっとき保育（有料・要予約）あり。

軟式野球審判技術講習会

３月19日(日)８時30分～、区立花小金井運動施設、審判技術習得希望者、指導＝東京都軟式野球連盟と千代田区軟式野球連盟の技術指導員、申込みは電話で千代田区軟式野球連盟総務担当・竹之谷（☎090－4937－8848）へ。

空手道選手権大会

４月２日(日)９時～、総合体育館（内神田２－１－８）、区内在住・在勤・在学者、組み手＝一般（有段者・有級者・女子の部）／少年（小学校低・中・高、中学生の部）、形＝小学１～３年・４～６年・中学生・一般の部（高校生以上）、費用＝一般2,000円／高校・大学生1,500円／小中学生1,000円

申込みは、３月４日(土)までに費用を指定口座に振込み、所定の申込書を千代田区空手道連盟・坂田（〒102－0074九段南３－５－７エミナンス九段ビル５階☎3512－7511）へ。

神田囃子講習会

江戸三大祭「神田祭」に欠くことのできない神田囃子（かんだはやし）を習ってみませんか。５人囃子である神田囃子の楽器編成（締太鼓、大太鼓、鉦（かね）、笛）のうち締太鼓の講習会です。

４月11日～６月13日の全10回、いずれも火曜日の19時30分～21時、神田明神「神楽殿」（外神田２－16－２）、神田囃子に興味がある方30名（抽選）、費用＝1,000円（教材費）

申込みは、３月31日(金)までにホームページから神田囃子保存会事務局（☎3866－2456 URL http://www.ne.jp/asahi/pcgnet/home/mohshikomi.html）へ。

申込書の記入例

①催しなどの名称
②郵便番号・住所
③氏名（ふりがな）
④年齢
⑤電話番号

※いっとき保育を希望する方は記入
⑥お子さんの氏名（ふりがな）
⑦生年月日

※往復ハガキの場合は返信側にも住所・氏名を忘れずに。

※在勤・在学の方は勤務先（学校名）、所在地、電話番号を追記。

※費用の記載の無いものは原則無料。

公開講座「日本橋川と常盤橋公園」

今回は「日本橋川と常盤橋公園」をテーマとしてパネルディスカッションを行います。

３月10日(金)19時～20時30分（18時30分から受付）、麹町区民館（麹町２－８）、50名（申込順）、パネリスト＝伊藤孝さん（日本大学理工学部交通工学科教授）、上林武人（かんばやしたけひと）さん（月刊「日本橋」発刊人）ほか、申込みは電話で千代田区アダプト公園プロモーションシステム（CAPPS）・岡田（☎3861－0635）へ。

ひと　まち　ふれあい

吊るし雛に子どもの成長と安全を祈って

淡路町二丁目町会婦人部の有志５名は「吊るし雛」19基約760を作り、(社)日本損害保険協会「そんぽ情報スクエア」に飾りました。

吊るし雛は、伊豆の稲取地方に江戸時代から伝わる風習で、桃の節句に端切れで作ったぬいぐるみ（えび・たい・はまぐり・とうがらし・カメ・ツル・おしどりなど）を、竹ひごの輪から赤い糸にさげてひな壇の横につるし、初節句を迎える娘の無病息災、良縁を願って飾るものです。

２月６日の初日には神田保育園の園児18名が訪れました。

初めて見る吊るし雛に園児らは、「色がいっぱいでとてもきれい！」、「カメさんもツルさんも金魚さんもいたよ。いろいろなものがあっておもしろいね」と話していました。

会場＝「そんぽ情報スクエア」（神田淡路町２－９損保会館１階☎3255－1215）

３月３日の桃の節句まで毎日10時から18時まで展示しています。（土・日・祝日を除く。最終日は15時まで）

非常勤職員の募集

■子ども家庭支援センター

応募条件　次のいずれかに該当する方

・保健師、社会福祉士等児童福祉に関する資格を有する方

・児童館、保育園等児童に関する職場での勤務経験のある方

・子育て支援に関心・熱意のある方

※子育て経験があればなお可。

募集人員　若干名

勤務内容　子育て支援サービスの利用案内・相談、子育て家庭への支援プラン作成など

雇用期間　４月１日～平成19年３月31日

勤務場所　児童・家庭支援センター（西神田２－６－２）

勤務形態　月15日勤務（９時～17時15分、日・祝休み）

報酬額等　月額162,800円（交通費なし、社会保険・雇用保険加入）

選考方法　作文・書類・面接

申込み　３月６日(月)（必着）までに児童・家庭支援課で配布する申込書を郵送または直接児童・家庭支援課（〒102－8688九段南１－６－11☎5211－4335）へ。所定の履歴書、原稿用紙あり。子育てホームページからもダウンロードできます。

URL http://hothot.city.chiyoda.tokyo.jp

世界を学ぼう　アフリカの人々と生活

貧困・紛争から平和へ

■地球市民講座2006

なぜアフリカは飢えと戦いながら生活をしなければならないのか。また、なぜ紛争が絶えないのかなど２人の講師が分かりやすく紹介します。

３月13日(月)18時30分～20時30分、区役所10階会議室、70名（申込順）、吉田昌夫さん（日本福祉大学教授）の「アフリカの社会と経済」、武内進一さん（アジア経済研究所アフリカ研究主任研究員）の「アフリカの紛争と平和」、申込みは電話で国際平和・男女平等人権課（☎5211－4165）へ。

■写真パネル展「アフリカの人々と国際協力活動」

アフリカで暮らす人々の様子、NGOの国際協力活動等の写真を展示します。ぜひご覧ください。

３月13日(月)～17日(金)９時～17時（15日(水)は19時まで、最終日は16時まで）、区役所１階ロビー

▲モザンビークの子どもたち